

IV.介護報酬基準の緩和について

1. 協力医療機関連携加算
2. 人員基準欠如減算

Ⅰ. 協力医療機関連携加算に係る要件変更について

対象サービス

- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入所者生活介護

協力医療機関が協力対象施設と行う 会議等に係る施設基準の概要

1 基本的な考え方

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で定期的な会議を実施し、より適切な対応を行う体制を確保する観点から「協力医療機関連携加算」を新設

2 検証調査結果

定期的な会議の負担が重く、会議を行えていないという調査結果が出た。

3 基準の見直し

協力医療機関と介護保険施設等で行う定期的な会議の開催頻度、及び電子システムにより当該事業所の入所者の情報が随時確認できる体制を見直す。

協力医療機関連携加算要件変更内容

≪改定前≫

当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を
月1回以上の頻度で開催していること。
ただし、電子システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入所者の情報が、随時確認できる体制（ICT）が確保されている場合には、定期的に**会議を年3回以上の頻度で開催することで差し支えない**。

※当該会議は、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。



≪改定後≫

①か②の要件を満たす

①当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を、電子システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入所者の情報が、随時確認できる体制（ICT）が確保されている場合には、**年1回以上の頻度で会議を開催すること**。

②当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を年3回実施しなければならないが、当該事業所の入所者が、当該医療機関において入院または往診を、年に2回以上の実績があった場合においては、会議の開催は**年に1回以上の頻度で開催することで差し支えない**。この場合において、入退院に際して当該事業所の職員と、入所者の急変時の対応方針および診療または入院依頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること。

2. やむを得ない事情における人員欠如に係る 特例的な取扱い

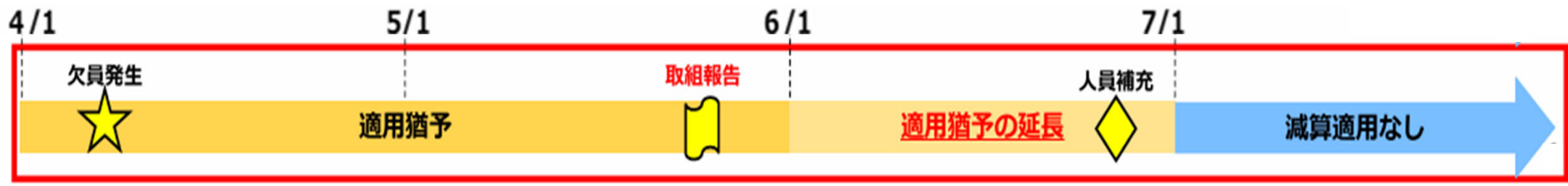
対象サービス

- 地域密着型通所介護
- 介護予防通所型サービス
- (介護予防) 認知症対応型通所介護
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

改定の概要

突発的で、想定が困難な事象(※)が生じ、人員欠如が発生した場合は、ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所・施設について、1年に1回に限り、3か月を超えない期間は、介護給付費の減額を猶予する。

※介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。



※「突発的で想定が困難な事象」の例

- ・職員や家族の突発的な体調不良等により、1か月を超える不在が見込まれる場合
- ・職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

減算が猶予されるための4つの条件①

1. 公的な紹介事業の活用

職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める**公共職業安定所**（「公共職業安定所」という。）**又は**都道府県ナースセンター等の同法第33条に定める**無料の職業紹介事業**（以下単に「無料職業紹介事業」という。）**を活用して職員の確保に係る取組を行っていること**。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。

2. 適切な民間紹介業者の選定

職員の確保に係る取組にあたって民間職業紹介事業者を利用する場合には、**医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者(※)を含むこと**。

減算が猶予されるための4つの条件②

3. 自社ウェブサイトでの情報発信

公共職業安定所又は無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。

4. 既存スタッフの労働環境への配慮

やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、保険医療機関は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。

※ 医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度サイト
<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

